

該非判定結果

■本該非判定結果は 2019年1月9日旅行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、アルバック機工株式会社（以下、当社）が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List、以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
油回転真空ポンプ	G-5 G-5DA G-10DA G-25SA G-20DA G-50SA G-50DA G-100S G-101S G-100D G-100DB/DC/DD	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
油回転真空ポンプ	GLS-051	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
油回転真空ポンプ	GLD-040 GLD-051 GLD-136/A/B/C/D/E GLD-137 137A/AA GLD-137C/CC GLD-137E GLD-201 201A/B GLD-202 202A/AA GLD-202B/BB GLD-280	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
油回転真空ポンプ	GCD-051X GCD-136X GCD-201X GCD-051XF GCD-136XF GCD-201XF	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
油回転真空ポンプ	GHD-030 GHD-031 -031A/B GHD-100 -100A/B/C/D GHD-101 -101A/B/C/D	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
メカニカルプースタポンプ	MBS-053	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
オイルミストセパレーター	OMS-050 OMS-100	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			OMS-050 OMC-200	対象外	-					

該非判定結果

- 本該非判定結果は 2019年1月9日旅行 の法改正に対応しています。
- 本該非判定結果は、アルバック機工株式会社(以下、当社)が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- 本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
- お客様が加工、分解、改造等をされた当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

- 輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二
- 判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
 「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
 「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
- 判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。
 又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
- 輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
- 米国輸出管理規則(EAR)
- 判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List、以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
 「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
 「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
オイルミストラップ	OMT-050A OMT-100A OMT-200A	対象外	—	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
	OMT-050A用エレメント	対象外	—	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	EAR99	米国産貨物
インライン型オイルミストラップ	OMI-100 OMI-200	対象外	—	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
フォアライントラップ	OFI-050V OFI-200V OFI-050C OFI-200C	対象外	—	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	EAR99	米国産貨物
	OFI-200H	対象外	—	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
オイルフィルトレーションシステム	UFO-003 UFO-012 UFW-003	対象外	—	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
真空ポンプ油	SMR-100 SMR-200 SO-M ULVOIL R2	非該当	5項(10) 5項(11) 5項(12)	4条11号 4条11号 4条11号	左記に掲げる項番には、該当いたしません。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
真空ポンプ油	R2000	非該当	5項(10) 5項(11) 5項(12)	4条11号 4条11号 4条11号	左記に掲げる項番には、該当いたしません。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	EAR99	米国産貨物
ダイヤフラム型ドライ真空ポンプ	DA-15S DA-15D DA-30S DA-20D/A/B/C DA-40S/A/B/C DA-30D DA-60S DA-41D/K DA-81S/K DA-60D DA-120S DA-121D	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
	3項(2)9		2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。						
ダイヤフラム型ドライ真空ポンプ	121DA/B/C/D/E/F DAT-50D/A DAT-100S/A	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
	3項(2)9		2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。						

該非判定結果

- 本該非判定結果は 2019年1月9日旅行 の法改正に対応しています。
- 本該非判定結果は、アルバック機工株式会社(以下、当社)が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- 本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
- お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

- 輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二
- 判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
- 判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。
- 又は、項番が記載されている場合は、その項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
- 輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
- 米国輸出管理規則(EAR)
- 判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List、以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	DAP-4S DAP-6D DAP-12S DAP-9D-24DC DAP-18S-24DC	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
ダイヤフラム型 ドライ真空ノ加圧 ポンプ	DAP-15 DAP-30	非該当	2項(7)	1条七号	ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置ではないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。					
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	DAL-12S-O2 DAL-12S-O4 DAL-12S-O5 DAL-12S-O6 DAL-181D DAL-361S	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
高真空 ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	DAM-010	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
高真空 ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	DAU-20 -20A/B/C/E/DC DAU-100 -100H/C	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
高真空 ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	MD4 MD4UNT MD8	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

該非判定結果

- 本該非判定結果は 2019年1月9日旅行 の法改正に対応しています。
- 本該非判定結果は、アルバック機工株式会社（以下、当社）が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- 本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
- お客様が加工、分解、改造等をされた当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

- 輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二
- 判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
- 判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
- 輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
- 米国輸出管理規則(EAR)
- 判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
ケミカルタイプ ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	DTC-22 -22A/B/C/K DTC-41 -41A/B/K DTC-60 DTU-20 -20A/B/C/D/E DTU-30DC	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	最高規定吐出し量が1時間につき5立方メートルを超えないものである。					
ケミカルタイプ ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	DTC-120/A/D/E/F/G	該当	3項(2)9	2条2項九号	最高規定吐出し量が1時間につき5立方メートルを超えるもので内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものである。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ケミカルタイプ ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	MD4C MD4UCNT	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	最高規定吐出し量が1時間につき5立方メートルを超えないものである。					
ケミカルタイプ ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ	MD8C	該当	3項(2)9	2条2項九号	最高規定吐出し量が1時間につき5立方メートルを超えるもので内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものである。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
揺動ピストン型 ドライ真空ポンプ	DOP-9D DOP-40D DOP-80S DOP-100ST/V DOP-50S4/V DOP-50S4 II DOP-50S4V II DOP-300S/V DOP-300SA/V DOP-300SB/V DOP-150T/V DOP-420S/A DOP- 181S/A/B/C/D/E DOP-301Sシリーズ DOP-400Sシリーズ DOP-120S/X/Y	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

該非判定結果

■本該非判定結果は 2019年1月9日旅行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、アルバック機工株式会社(以下、当社)が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。

お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果:「該当」=規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」=規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果:「ECCN」=規制品目リスト(Commerce Control List、以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」=EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」=EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
揺動ピストン型 ドライ真空ポンプ	DTP-45D DTP-90S DTP-90D DTP-180S/Q	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	EAR99	米国産貨物
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
揺動ピストン型 ドライ真空ノ加圧 ポンプ	DOP-8VP	非該当	2項(7)	1条七号	ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置ではない。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。					
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
揺動ピストン型 ドライ加圧ポンプ	DOP-80SP	非該当	2項(7)	1条七号	ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置ではない。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
プロフ	DFC-4-1 DFC-4-2 DFC-4-3-1J/1E DFC-4-4 DFC-4-3-2J/2E DFC-4-3-3J/3E/3L DFC-4-3-4J/4L DFC-30 DFC-31 DFC-32	非該当	2項(7)	1条七号	ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置ではない。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

該非判定結果

- 本該非判定結果は 2019年1月9日旅行 の法改正に対応しています。
- 本該非判定結果は、アルバック機工株式会社(以下、当社)が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- 本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

- 輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二 判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
 「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
 「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
 判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。
 又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
- 米国輸出管理規則(EAR) 判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
 「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
 「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
回転翼型 ドライ真空ポンプ	DS-50 DS-150	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
回転翼型 ドライ真空ポンプ	DSB-151 DSB-251 DSB-451 DSB-601	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
多段ルーツ型 ドライ真空ポンプ	DVR-280 DVR-500	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
多段ルーツ型 ドライ真空ポンプ	RDA-280H RDA-500H RDA-281H/A RDA-501H/A	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
多段ルーツ型 ドライ真空ポンプ用 オイル	潤滑剤 (BARRIERA J100 FLUID E)	該当	5項(12)	4条十一号	本製品は、二(一)2(二)1. 2. 3.に該当します。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。

該非判定結果

- 本該非判定結果は 2019年1月9日旅行 の法改正に対応しています。
- 本該非判定結果は、アルバック機工株式会社(以下、当社)が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- 本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

- 輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二
- 判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
 「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
 「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
- 判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。
 又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
- 輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
- 米国輸出管理規則(EAR)
- 判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List、以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
 「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
 「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
スクロール型 ドライ真空ポンプ	DIS-090 DIS-250 DIS-500 DIS-251 DIS-501 DISL-100 DISL-101 DISL-102 DISL-500 DISL-502 DISL-503 DVS-321 DVS-631 DVT-300	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(35の2)	1条四十の二号	スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであって、ペロースシールを用いたものはない。					
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空ポンプ フィルター	SGT-100 SGT-200	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ブルドン管真空計	ADT型 AT型	対象外	2項(33)	第1条三十八イ・ロ	本製品は、圧力計であるが絶対圧力を測定することができない圧力計ではなく規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
小型高真空排気装置	VPT-030 VPT-060 VPC-050 VPC-050A VPC-051 VPC-051A VPC-250F VFR-200M/X VTR-350M/X VTS-350M/X VWR-400M/X	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
ポータブル アスピレーター	MDA-006 MDA-015 MDA-015A	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
メカニカルプース ターポンプ排気装置	VPM-050 VMR-050 VMD-030	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空デシケータ	VDE-3	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。